

別添 玄米及び精米に関する事項

(全体)

(玄米精米－1) 食品表示基準の一部改正により、令和3年7月1日から、産地、品種及び産年の証明を受けていない原料玄米であっても、根拠資料を保管することで、産地、品種及び産年の表示が可能となりましたが、その経緯を教えてください。

(答)

- 1 規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、「農産物検査規格の見直し」が対象とされ、玄米及び精米の表示制度について、農産物検査法（昭和26年法律第144号）による証明を受けていない場合であっても、産地、品種及び産年の表示を可能とする見直しを行うこととされました。
- 2 当該計画を踏まえ、消費者が食品を選択する上では、農産物検査法による証明を受けた原料玄米に限らず、産地、品種及び産年が表示されることにより情報量が増えることは望ましいものの、食品表示の適正性をどのように担保するのか等の議論を消費者委員会食品表示部会において行いました。
- 3 その結果、根拠が不確かな表示がなされた米の流通を排除し、消費者の信頼を損ねることがないようにするため、産地、品種及び産年の表示の根拠を示す資料の保管を要件とすることにより、農産物検査法による証明を受けていない原料玄米であっても、産地、品種及び産年の表示を可能とする等の改正を行いました。
- 4 それに伴い、改正前の食品表示基準第23条第2項第1号で規定していた「未検査米の原料玄米にあつては、品種又は産年を表す用語」を表示禁止事項から削除しました。

(玄米精米－2) 袋詰めされた精米の具体的な表示例を教えてください。

(答)

1 表示すべき事項は、①名称、②原料玄米、③内容量、④精米時期、⑤食品関連事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号です。具体的には定められた様式（食品表示基準別記様式4）に基づき、次により表示します。

2 名称は、もち精米は「もち精米」、うるち精米のうち、胚芽を含む精米の製品に占める重量の割合が80パーセント未満のものにあつては「うるち精米」又は「精米」と、胚芽を含む精米の製品に占める重量の割合が80パーセント以上のものにあつては「胚芽精米」と表示します。なお、様式中「名称」に代えて「品名」と表示することができます。（食品表示基準別記様式4備考1）

3 原料玄米は、

① 産地、品種及び産年が同一であり、かつ、その根拠を示す資料を保管している原料玄米については、「単一原料米」と表示し、その産地、品種及び産年を併記します。

この場合における産地は、国産品にあつては都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあつては原産国名又は一般に知られている地名を表示します。

(表示例)

名 称	精 米		
	産 地	品 種	産 年
原料玄米	単一原料米		
	〇〇県	〇〇ヒカリ	〇〇年産
内容量	〇 k g		
精米時期	〇〇. 〇〇. 〇旬		
販売者	〇〇米穀株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇-〇〇 電話番号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇		

(次頁に続く)

- ② ①に該当しない原料玄米を用いる場合は、「複数原料米」等原料玄米の産地、品種及び産年が同一でない旨を表示し、その産地及び使用割合を併記します。その場合には、国産品及び輸入品の原産国ごとに使用割合の高い順に表示します。

(表示例)

	産 地	品 種	産 年	使用割合
原料玄米	複数原料米			
	国内産			8割
	中国産			2割

- ③ ②の場合で産地（国産品にあつては都道府県名等、輸入品にあつては一般に知られている地名）、品種又は産年を表示したい場合は、その根拠を示す資料を保管すれば、②の表示の「原産国名及び使用割合」の次に括弧を付して産地、品種又は産年を使用割合と併せて表示することができます。

なお、産地、品種及び産年の一部を表示する場合にあつては、表示する全ての原料玄米について原産国ごとに表示項目をそろえて表示してください。

(表示例)

	産 地	品 種	産 年	使用割合	
原料玄米	複数原料米				
	アメリカ産			6割	
	〔 〇〇州 〇〇州 〕			〇〇年産	4割
				〇〇年産	2割
	国内産			4割	
	〔 〇〇県 〇〇県 〕	〇〇ヒカリ			2割
		〇〇コマチ			2割

(注) 「複数原料米」のほか、表示と内容に矛盾がなく消費者に誤認を与えない用語としては、玄米精米-27を御参照ください。

(次頁に続く)

④ また、産地、品種及び産年の全部又は一部を表示する場合には、その表示事項の根拠となる情報の確認方法を表示することができます。

具体的には、確認者や確認した方法について、以下の例を参考に記載してください。なお、記載に当たっては、消費者に誤認を与えない表現で表示する必要があります。

【農産物検査法による証明を受けている場合】

(表示例1) 全ての原料玄米について、農産物検査法による証明を受けている場合で、その確認方法を表示する場合①

原料玄米	産地	品種	産年
	単一原料米（農産物検査証明済） 〇〇県 〇〇ヒカリ		

(表示例2) 全ての原料玄米について、農産物検査法による証明を受けている場合で、その確認方法を表示する場合②

原料玄米	産地	品種	産年
	単一原料米 〇〇県		〇〇ヒカリ
農産物検査証明による			

(次頁に続く)

【原料玄米の一部について農産物検査法による証明を受けている場合】

(表示例3) 産地、品種及び産年が同一である、農産物検査法による証明を受けた原料玄米と、農産物検査法による証明を受けていない原料玄米であって根拠資料を保管している原料玄米を混合した場合で、それらの確認方法を表示する場合

原料玄米	産地	品種	産年
	単一原料米 ○○県 ○○ヒカリ ○○年産 農産物検査証明による確認 種子の購入記録及び生産記録による確認		

(表示例4) 産地、品種又は産年が異なる、産地、品種及び産年の根拠資料を保管していない又は産地、品種及び産年を表示しない原料玄米を2割と、農産物検査法による証明を受けた原料玄米を8割使用した場合であって、その確認方法を表示する場合

原料玄米	産地	品種	産年	使用割合
	複数原料米 国内産 10割 [○○県 ○○ヒカリ ○○年産 8割] 農産物検査証明による			

(次頁に続く)

(表示例5) 産地、品種又は産年が異なる、農産物検査法による証明を受けた原料玄米を6割と、農産物検査法による証明を受けていない原料玄米であって根拠資料を保管している原料玄米を4割混合した場合で、それらの確認方法を表示する場合

	産地	品 種	産 年	使用割合
原料玄米	複数原料米			
	国内産			10割
	〇〇県	〇〇ヒカリ	〇〇年産	6割
	農産物検査証明による			
	△△県	〇〇ニシキ	〇〇年産	4割
	種子の購入記録及び生産記録による確認			

【農産物検査法による証明を受けていない場合】

(表示例6) 産地、品種及び産年について根拠資料を保管しており、その確認方法を表示する場合

	産地	品 種	産 年
原料玄米	単一原料米 (〇〇ライスの自主基準による確認済)		
	〇〇県	〇〇ヒカリ	〇〇年産

※ 当社の自主基準では、〇〇〇〇〇〇の確認を行っています

(次頁に続く)

(表示例7) 産地、品種及び産年について根拠資料を保管しており、品種の確認方法のみを表示する場合

	産地	品 種	産 年
原料玄米	単一原料米		
	〇〇県 品種については、DNA検査済	〇〇ヒカリ	〇〇年産

※ DNA検査については、〇〇社の検査結果による

(表示例8) 産地、品種又は産年が異なる、産地、品種及び産年について根拠資料を保管している2種類の原料玄米を5割ずつ混合した場合で、その確認方法を表示する場合

	産地	品 種	産 年	使用割合
原料玄米	複数原料米			
	国内産			10割
	〇〇県	〇〇ヒカリ	〇〇年産	5割
	△△県	〇〇ニシキ	〇〇年産	5割
種子の購入記録及び生産記録による確認				

(次頁に続く)

(表示例9) 品種及び産年については根拠資料を保管していない又は品種及び産年を表示しない原料玄米で、産地については、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号。以下「米トレーサビリテイ法」という。)により伝達された根拠資料を保管した場合で、その確認方法を表示する場合

	産地	品 種	産 年	使用割合
原料玄米	複数原料米			
	国内産			10割
	〔〇〇県(米トレーサビリテイ法による伝達)			10割〕

- 4 内容量は、内容重量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して表示します。
- 5 精米時期は、原料玄米を精白した年月旬又は年月日を表示します。精米時期や輸入時期の異なるものを混合した場合には、それらの最も古い精米時期又は輸入時期を表示します。
- 6 販売者は、食品関連事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号を表示することになりますが、食品関連事業者の屋号やデザイン化されたロゴを併記することは差し支えありません。
 また、精米にあっては、販売者に代えて精米工場を表示することができますが、この場合には、当該工場を所有する業者名及びその工場名、住所並びに電話番号を表示することになります。

(玄米精米－3) 産地、品種及び産年の根拠を確認した方法は必ず表示する必要がありますか。

(答)

産地、品種及び産年の根拠を確認した方法の表示は、表示内容に責任を有する者が任意で表示することができる表示事項であり、義務表示ではないため、必ず表示しなければならないということではありません。

しかしながら、産地、品種及び産年の根拠を確認した方法の表示は、消費者の自主的かつ合理的な選択に資する表示事項であることから、表示することが望ましいと考えています。

(玄米精米－4) 品種として表示できるのは、どのようなものになりますか。

(答)

種苗法（平成10年法律第83号）に基づき品種登録又は品種登録出願された品種であり、かつ、根拠資料が保管されているものとなります。

なお、根拠資料が保管されていない場合は、表示することはできません。

(玄米精米－５) 食品表示基準の一部改正により、令和２年３月２７日から、精米年月旬表示が認められることとなりましたが、その効果を教えてください。

(答)

精米年月旬表示を認めることは、

- ① 消費者が一日でも精米年月日の新しい商品を買うといったような、過度な鮮度志向の消費行動を防ぎ、食品ロスや経済的損失（小売店は精米後一定期間経過した商品を値引き販売や販売外とする）の削減に寄与すること
- ② 物流コストの増大傾向が抑制されることにより、商品価格への転嫁の抑制が期待されること
- ③ トラックドライバー不足により多頻度・少量配送を常とする精米商品そのものの配送が困難になりかねない状況を緩和し、精米商品の安定配送を促進することが期待されます。

(玄米精米－６) 産年及び精米時期を欄外に表示する方法を教えてください。

(答)

- 1 産年及び精米時期については、一括表示欄の該当する欄に記載箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができます。（食品表示基準別記様式４備考３）
- 2 この場合の「表示箇所の表示」の仕方としては、消費者にとってその表示箇所が分かるよう具体的な位置を明記することが必要です。単なる「欄外記載」、「枠外記載」等具体的な表示箇所を明記していない場合は不適切です。具体的には、「一括表示欄の右側に表示」、「一括表示欄の右（又は左）側面下（又は上）に表示」、「反対面下部に表示」等表示箇所を表示してください。
- 3 また、米の袋には表裏の定義はありませんので、表や裏といった表現の仕方は避けてください。

(玄米精米－7) 精米時期は、どのように表示すればいいのですか。次のような表示方法では、差し支えありませんか。

- ① R02.10.01
- ② 2.10.上旬
- ③ 20.10.01
- ④ 2020.10.上旬

(答)

食品表示基準別記様式4の精米時期については、食品表示基準別表第24「玄米及び精米」の調製時期、精米時期又は輸入時期の項に基づき、表示する必要があります。表示するに当たっては、次のような表示方法が望ましいです。

- (ア) 令和2年10月1日
- (イ) 02.10.上旬
- (ウ) 2020.10.01
- (エ) 20.10.上旬

御質問の①～④については、消費者に誤認を与えない範囲と考えられますので、表示しても差し支えないと考えます。

(玄米精米－8) 年月旬とは具体的にどのように表示すればいいのですか。

(答)

年月旬(旬については、「上旬」、「中旬」又は「下旬」の別)を表示するに当たっては、次のような表示方法が望ましいです。

- (ア) 令和2年10月上旬
- (イ) 02.10.中旬
- (ウ) 2020.10.下旬
- (エ) 20.10.中旬

なお、「上旬」とは、月の1日から10日までを、「中旬」とは、月の11日から20日までを、「下旬」とは、月の21日から末日までを指します。

(玄米精米－9) 販売者の名称、住所及び電話番号を表示する場合それぞれの表示内容ごとに文字の大きさを変えてもよいのでしょうか。

(答)

- 1 食品表示基準別記様式第4における表示に用いる文字の大きさについては、食品表示基準第22条第1項第9号において「容器包装の表示に用いる文字は、JIS Z 八三〇五に規定する十二ポイント（内容量が三キログラム以下のものにあつては、八ポイント）の活字以上の大きさの統一のとれた文字としなければならない。」とされています。
- 2 したがって、消費者への的確な情報提供の観点から、むやみに字の大きさを変えることは好ましくありません。

(玄米精米－10) 表示義務を負っているのは販売者ですか、精米工場ですか。

(答)

- 1 原則として表示内容に責任を有する者が表示の義務を負うこととなります。
- 2 なお、精米については、表示を行う者が精米工場である場合にあつては、食品表示基準別記様式4の「販売者」を「精米工場」と表示することとなります。

(玄米精米－11) 通信販売する玄米及び精米も対象となるのですか。

(答)

- 1 通信販売するものであつても、玄米及び精米を容器包装に入れて消費者に販売する場合には表示がされていることが必要です。
- 2 消費者に玄米及び精米を販売される方は、生産者も含め、全ての小売販売業者と位置付けられますので、玄米及び精米を入れている容器包装に食品表示基準に定める表示をすることが必要です。

(玄米精米－12) 特定の生産者（グループ）と消費者（グループ）が、品質、価格について契約を交わして取り引きする場合も表示をしなければならないのですか。

(答)

表示は、全ての食品関連事業者に義務付けられていますので、たとえ特定の生産者（グループ）が特定の消費者（グループ）と契約を交わして取り引きを行っている場合であっても、食品関連事業者として表示を行うことが必要となります。

(玄米精米-13) ①複数の米を混合した商品、②玄米又は精米に精麦又は雑穀を混合した商品、③玄米又は精米にビタミン強化米を混合した商品、④玄米又は精米に発芽玄米を混合した商品はどのように表示すればいいのですか。

(答)

1 食品表示基準別表第2の1(1)では、米穀を「精麦又は雑穀を混合したものを含む。」と規定していますので、精麦又は雑穀を混合した商品も、通常の精米と同様に販売されるなど本質が変わらないものであれば、食品表示基準別表第24「玄米及び精米」の項に従った表示が必要となります。

ただし、容器包装に入れられていない玄米及び精米は、一般の生鮮食品としての表示が必要となります。具体的には、以下に例示するとおりです。

(1) 複数の米を混合した商品

- ・ 容器包装に入れられたもの → 玄米及び精米
- ・ 上記以外のもの → 生鮮食品

(2) 米と精麦を混合した商品

米と雑穀を混合した商品、米と精麦と雑穀を混合した商品のいずれも食品表示基準別表第2の1(1)の米穀に含まれる。

- ・ 容器包装に入れられたもの → 玄米及び精米
- ・ 上記以外のもの → 生鮮食品

2 ビタミン強化米を混合した米は、米にビタミンなどの栄養素を添加しただけのものであり、通常の米と同様に販売されるなど本質が変わらないものであれば、食品表示基準別表第24「玄米及び精米」の項に従った表示が必要となります。

3 発芽玄米は、単にお湯につけて発芽させただけのものであり、玄米として本質が変わらないため、食品表示基準別表第24「玄米及び精米」の項に従った表示が必要となります。

一方で、特殊な工程(玄米中のGABA成分を増加させる等)を経ているものについては、加工により、玄米としての本質が変わるため、加工食品となり、食品表示基準第2章「加工食品」の規定に従い表示することが必要です。

また、玄米としての本質が変わるものに当たるかどうかは、実際の製造工程を考慮して判断されます。

(次頁に続く)

4 表示方法は、食品表示基準別表第24「玄米及び精米」の項の規定に従い、内容量は精麦等を合計した内容重量とし、内容重量の表示の次に括弧を付して精麦、あわ、ひえ等最も一般的な名称にその重量を併記して表示します。

表示例1は、複数の原料玄米と精麦、あわを混合した例です。表示例2は、単一原料米にビタミン強化米を混合した例です。表示例3は、単一原料米に発芽玄米を混合した例です。

なお、原料玄米の定義である「製品の原料として使用される玄米」の、製品とは、容器包装に入った玄米又は精米のことであり、これらに混入されているビタミン強化米及び発芽玄米は、雑穀と同様として内容量欄に表示し、原料玄米欄への表示は必要ありません。

(表示例1)

名 称	精 米			
	産 地	品 種	産 年	使用割合
原料玄米	複数原料米			
	国内産			10割
	〇〇産	〇〇ヒカリ	〇〇年	8割
	△△産	△△コマチ	〇〇年	2割
内容量	500g (精麦50g、あわ50g)			

(表示例2)

名 称	精 米		
	産 地	品 種	産 年
原料玄米	単一原料米		
	〇〇県産	〇〇ヒカリ	〇〇年産
内容量	5kg (ビタミン強化米25g)		

(次頁に続く)

(表示例 3)

名 称	精 米		
原料玄米	産 地	品 種	産 年
	単一原料米 〇〇県産 〇〇ヒカリ 〇〇年産		
内容量	500g (発芽玄米50g)		

(玄米精米-14) 赤米、黒米、紫黒米等と呼ばれているいわゆる古代米はどのように表示すればいいのですか。また、一括表示欄の枠外に赤米、黒米、紫黒米と表示することは可能でしょうか。

(答)

1 これらのいわゆる古代米は、その玄米の表皮の色沢等から「赤米」、「黒米」、「紫黒米」等と呼ばれていますが、いずれも玄米に該当しますので、食品表示基準別表第24「玄米及び精米」の項に基づき表示してください。

2 赤米、黒米、紫黒米等は、一般の玄米と比較して商品特性が明らかに異なり、消費者が外観から容易に判断できることから、一括表示欄の外に赤米等と表示して差し支えありません。

なお、いわゆる古代米についても、種苗法に基づき品種登録又は品種登録出願された品種であり、かつ、根拠資料が保管されていれば産地、品種及び産年を表示することは可能です。

(表示例)

① 産地、品種及び産年が同一であり、かつ、その根拠資料を保管している紫黒米の場合

名 称	玄 米		
	産 地	品 種	産 年
原料玄米	単一原料米 〇〇県	朝紫	〇〇年産
内容量	〇 k g		
調製時期	〇〇. 〇〇. 〇旬		

(次頁に続く)

- ② 品種の根拠資料を保管しておらず、産地及び産年の根拠資料を保管している紫黒米の場合

名 称	玄 米			
	産 地	品 種	産 年	使用割合
原料玄米	複数原料米 国内産 (〇〇県産 〇〇年産)			10割 10割)
内容量	〇 k g			
調製時期	〇〇. 〇〇. 〇〇			

- ③ 品種及び産年については根拠資料を保管しておらず、産地については、米トレーサビリティ法により「国内産」とのみ伝達された紫黒米の場合

名 称	玄 米			
	産 地	品 種	産 年	使用割合
原料玄米	複数原料米 国内産			10割
内容量	〇 k g			
調製時期	〇〇. 〇〇. 〇〇			

(玄米精米－15) 米ぬかには食品表示基準に基づく表示は必要でしょうか。

(答)

米ぬかは、加工食品に当たりますので、食品表示基準第2章「加工食品」の規定に基づき表示をすることが必要です。

(玄米精米－16) ばら売りする場合にも表示が必要ですか。この場合、どのように表示すればいいのですか。

(答)

- 1 食品表示基準別表第24「玄米及び精米」の項では、「容器包装に入れられたものに限る。」と規定していることから、ばら売りの玄米及び精米については、食品表示基準第18条の横断的義務表示の規定が適用されることとなります。
- 2 したがって、消費者にばら売りする場合は、食品表示基準第18条の横断的義務表示の規定に基づき、「名称」及び「原産地」を表記した立て札等により表示を行ってください。
- 3 なお、品種、産年について表示する場合は、消費者への的確な情報提供を行う観点から、食品表示基準別表第24「玄米及び精米」の項に準じて根拠を示す資料を保管することが望ましいと考えます。

(玄米精米－17) インターネット等での通信販売において重量、精米度合い等を選択・指定して注文する販売形態の場合は、ばら売りとはみなされますか。

(答)

このような場合は、通常の店頭販売でのばら売りのように現物を見て購入することができないため、原則としてばら売りとはみなされません。したがって、消費者の手元に届く容器包装に入れられた商品に対しては、食品表示基準別表第24「玄米及び精米」の項に基づいた表示が必要です。

(玄米精米-18) 業者間の取引（業務用）にも表示が必要ですか。この場合、どのように表示すればいいのですか。

(答)

- 1 業者間の取引であっても、表示が義務付けられています。
- 2 最終的に消費者用に袋詰めされる前の米やばら売りされる米については、生鮮食品として、食品表示基準第18条の規定に基づき表示をすることが必要です（販売先が流通段階の荷姿（小分け等しない）で消費者に販売する場合は、同基準別表第24「玄米及び精米」の項に基づく表示が必要となります。）。
なお、外食やインスタ加工向けのみには供給されることが確実な原材料（外食事業者へ直接卸されるもの等）については、食品表示法に基づく表示義務の対象とはなっていません。
しかし、米トレーサビリティ法では、外食事業者用であっても、指定米穀等（玄米、精米、もみ、砕米）であれば、原料米について産地情報の伝達が必要です。
- 3 また、加工食品用の原料とされる業者間取引の米については、業務用生鮮食品ですので、食品表示基準第24条第1項の規定に基づき表示を行う必要があります。
なお、食品表示基準別表第24「玄米及び精米」の項に即した表示は、食品表示基準第24条第1項に適合しているため、そのような表示をすることも可能です。

(玄米精米－19) 産地、品種及び産年の全部又は一部を表示する場合の根拠を示す資料は、どのようなものを保管しなければならないのですか。

(答)

- 1 産地、品種及び産年の全部又は一部を表示する場合、それらの表示が間違いのないことの根拠を示す資料（行政機関等の求めに応じて表示の根拠を説明ができる資料）を保管する必要があります。

- 2 具体的には、生産段階の資料として、
 - ① 農産物検査法による証明を受けたものにあつては、農産物検査証明書（輸入品のうち、輸出国の公的機関等による証明を受けたものにあつては、輸出国の公的機関等による証明書）
又は
 - ② 農産物検査法による証明を受けていないものにあつては、
 - ア どのような種苗を用いて生産されたかが分かる資料（種苗の購入記録等）及び
 - イ 全体の作付状況に対する品種ごとの作付状況が分かる資料（水稲共済細目書異動申告書、営農計画書、営農日誌等）などが考えられます。

- 3 また、上記2の①又は②に加え、流通段階の資料として流通実態に応じて、
 - ① 原料米穀について、産地、品種又は産年が記載されている規格書、送り状、納品書、通関証明書（輸入品の場合）等
及び
 - ② 原料米穀を当該製品に使用した実績が分かるもの（調製、精米及び小分けした米についての指示書、原料受払簿、精米記録、とう精台帳、仕様書等）などが考えられます。

- 4 いずれにしても、製品に使用されている原料米穀について、原料米穀と製品の相互の関係が明らかとなる資料を保管することが必要であり、確実に当該原料米穀についてトレースができない場合は、根拠を示す資料を保管しているとはみなされません。

- 5 なお、資料の保管については、文書（写しを含む。）、電子媒体のいずれの方法でも問題ありません。

(玄米精米－20) 産地、品種及び産年の全部又は一部を表示する場合の根拠を示す資料は、どの程度の期間保管する必要があるのですか。

(答)

表示の根拠を示す資料の保管期間は、調製年月日、精米年月日又は輸入年月日から3年間となります。

なお、米トレーサビリティ法に基づき、義務付けられている取引等の記録の保存についても、原則3年間となっています。

(玄米精米－21) 産地、品種及び産年の全部又は一部を表示する場合の根拠を示す資料は、誰が保管する必要があるのですか。

(答)

表示の根拠を示す資料の保管は、消費者に販売される製品の表示内容に責任を有する者が保管する必要があります。

ただし、表示の根拠を示す資料の保管をしている生産者等に照会することにより、表示内容に責任を有する者の事務所等において、当該資料を速やかに確認することができる措置がとられている場合については、根拠を示す資料の一部を生産者等が保管していても問題ありません。

なお、表示内容に責任を有する者以外の者が根拠を示す資料の一部を保管する場合にあっては、当該資料の保管場所及びその確認方法に係る資料（例えば、保管場所や確認方法を記入した受入台帳など）を表示責任者が保管する必要があります。

(玄米精米－22) 使用割合は、「割」ではなく「%」で表示してもよいのでしょうか。

平成21年1月の品質表示基準の改正により、使用割合の表示の仕方が「%」から「割」に変更になった経緯、また、使用割合の表示の仕方が「%」から「割」に変更されることで、表示の基準を緩めることにならないかについても併せて教えてください。

(答)

使用割合は「割」で表示しなければなりません。（食品表示基準別表第24の「玄米及び精米」の項参照。）

平成18年10月に開催された米の農産物検査等検討会において、単一原料米であっても意図せざる混入があることが示されました。これを受けて、食品の表示に関する共同会議において単一原料米以外の原料玄米の表示方法について議論を行った結果、表示を見た消費者が商品の内容について誤解することを防ぐため、商品の内容をより正確に反映した表示となるよう、「%」から「割」に変更することとしました。

また、「割」表示であっても、例えば、75%ならば「7.5割」のように、事実に基づいて表示することが求められますので、表示の基準を緩めるものではありません（玄米精米－30参照）。

(単一原料米の原料玄米の表示)

(玄米精米-23) 袋詰めされた単一原料米の原料玄米について、具体的な表示例を教えてください。

(答)

単一原料米とは、産地、品種及び産年が同一である原料玄米で、産地、品種及び産年についての根拠を示す資料を保管しているものをいいます。具体的な原料玄米の表示は、次のようになります。

(表示例)

(1) 国産品

	産 地	品 種	産 年
原料玄米	単一原料米 〇〇県	〇〇ニシキ	〇〇年産

産地は、都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を表示します。なお、都道府県名と市町村名等の併記も可能です。

(2) 輸入品

	産 地	品 種	産 年
原料玄米	単一原料米 米国・〇〇州	〇〇ニシキ	〇〇年産

産地については、原産国名は必ず表示し、これに加えて州名、都市名等の地名を表示することができます。

(玄米精米-24) 産地、品種及び産年が同一である原料玄米とは、どのようなものになりますか。

(答)

産地、品種及び産年が同一である原料玄米とは、収穫されたほ場が同一である必要はなく、複数のほ場で収穫された玄米であっても、産地、品種及び産年が同一である原料玄米を用いていれば、「単一原料米」となります。

ただし「単一原料米」と表示するには、産地、品種及び産年の根拠を示す資料を保管する必要があるため、資料を保管していなければ、産地、品種及び産年が同一である原料玄米とはみなされません。

したがって、産地、品種又は産年の根拠を示す資料を保管していなければ、「単一原料米」と表示することはできませんので、「複数原料米」等原料玄米の産地、品種及び産年が同一でない旨を表示することになります。

(玄米精米-25) 産地、品種及び産年が同一である農産物検査法による証明を受けた玄米と農産物検査法による証明を受けていない玄米を混合し、原料玄米に使用した場合、「単一原料米」と表示できますか。

(答)

農産物検査法による証明を受けた玄米と農産物検査法による証明を受けていない玄米双方の産地、品種及び産年が同一であり、双方の産地、品種及び産年の根拠を示す資料を保管していれば、産地、品種及び産年が同一である原料玄米となりますので、「単一原料米」と表示することとなります。

なお、(玄米精米-24) のとおり、産地、品種又は産年の根拠を示す資料を保管していなければ、産地、品種及び産年が同一である原料玄米とはみなされませんので、「単一原料米」と表示することはできません。

(単一原料米以外の原料玄米の表示)

(玄米精米-26) 袋詰めされた単一原料米以外の原料玄米について、具体的な表示例を教えてください。

(答)

1 単一原料米（産地、品種及び産年が同一であり、かつ、その根拠資料の保管をしているもの）以外の原料玄米の表示は、次のようになります。

① 「複数原料米」等原料玄米の産地、品種又は産年が同一でない旨を表示し、国産品及び原産国ごとの使用割合の高い順に、その産地及び使用割合を併記します。

② なお、産地、品種又は産年の根拠資料の保管をしていれば国産品及び原産国ごとの表示の次に括弧を付して、当該産地、品種又は産年と対応する使用割合を併せて表示することができます。

また、産地、品種及び産年の3つの表示項目の一部を表示する場合には、表示する全ての原料玄米について国産品及び原産国ごとに表示項目をそろえて表示しなければなりません。

(次頁に続く)

2 具体的な表示例としては、次のようになります。

① 原料玄米が国内産のみの場合

	産 地	品 種	産 年	使用割合	
原料玄米	複数原料米				
	国内産			10割	
	〔	〇〇県		〇〇年産	5割
		〇〇県		〇〇年産	2割
		〇〇県		〇〇年産	1割

② 原料玄米が輸入品を含む場合

	産 地	品 種	産 年	使用割合
原料玄米	複数原料米			
	アメリカ産			8割
	(アメリカ・〇〇州)		〇〇年産	7割
	国内産			2割
	(〇〇県	〇〇〇〇〇	〇〇年産	2割

なお、アメリカ産の括弧内の産地の表示について、一般に知られている地名を表示する場合には、括弧外の原因国名と重複するので、国名を省略しても差し支えありません。

3 また、「割」表示を並べることによって表示が見にくくなると判断される場合は、以下の例のように、括弧外と括弧内の使用割合表示の列をずらす等により、見やすい表示となるよう努めてください。

(表示例)

	産 地	品 種	産 年	使用割合	
原料玄米	複数原料米				
	国内産			10割	
	〔	〇〇県		〇〇年産	5割
		〇〇県		〇〇年産	2割
		〇〇県		〇〇年産	1割

列を
ずら
す

(玄米精米-27) 単一原料米以外の原料玄米について、「複数原料米」以外にどのような表示の仕方がありますか。

(答)

「複数原料米」のほか、「ブレンド米」、「混合米」、「多数原料米」、「多岐原料米」、「ミックス米」、「産地ミックス米」、「品種ミックス米」等表示と内容に矛盾がなく消費者に誤認を与えない用語であれば差し支えありません。

(玄米精米-28) 単一原料米以外の原料玄米の産地、品種又は産年を表示する場合、いわゆる三点セットではなくその一部を表示してもいいのですか。

(答)

- 1 単一原料米以外の原料玄米のうち、産地、品種又は産年の根拠資料の保管をしている場合にあつては、いわゆる三点セットではなく、根拠資料を保管している表示事項の一部について対応する使用割合と併せて表示することができます。
- 2 ただし、この場合は、表示する原料玄米について、表示項目は国産品及び原産国ごとにそろえてください。
- 3 具体的な表示例としては、次のようになります。

	産 地	品 種	産 年	使用割合
原料玄米	複数原料米			
	国内産			5 割
	〔 〇〇県 〇〇県	〇〇ヒカリ		3 割
		〇〇ニシキ		2 割
	オーストラリア産			3 割
	(オーストラリア			3 割)
	アメリカ産			2 割
(アメリカ・〇〇州			2 割)	

(玄米精米－29) 産地、品種及び産年の全部又は一部の根拠資料の保管をしている複数の原料玄米を混合して用いた場合、混合した原料玄米の一部についてだけ産地、品種又は産年を表示してもいいのですか。

(答)

産地、品種及び産年の全部又は一部の根拠資料の保管をしている複数の原料玄米を混合して用いた場合は、当該複数の原料玄米のうち一部の原料玄米のみについて表示することができます。

(玄米精米－30) 例えば異なる原料玄米を75%と25%の割合で混合した場合は、使用割合はどのように表示したらよいですか。

(答)

このような場合は、事実即して、小数点以下を使用し、表示してください。具体的な表示例としては、次のようになります。

	産 地	品 種	産 年	使用割合
原料玄米	複数原料米			
	国内産			10割
	〔〇〇県	〇〇ヒカリ	〇〇年産	7.5割
	〔〇〇県	〇〇ニシキ	〇〇年産	2.5割

(共通の表示方法)

(玄米精米－31) 農産物検査法による証明とは具体的にどのようなものですか。

(答)

農産物検査法に基づく検査においては、証明書の交付又は包装への表示の形で産年、銘柄等の証明がなされます。一括表示欄には、この証明書等に記された産年及び銘柄（例：〇〇県△△ヒカリ）に基づき、産年、産地、品種を表示します。

なお、一括表示欄への表示は、証明書等に記されたとおりに表示することが基本ですが、証明書等に西暦（和暦）で記載された産年を、一括表示欄に和暦（西暦）で表示することは差し支えありません。

(玄米精米－32) 輸出国の公的機関等による証明とは具体的にどのようなものですか。

(答)

1 輸出国の政府、州政府若しくはその指定を受けた指定機関、認可団体等、地方公共団体又は国際検査機関連盟（I F I A）に加盟する国際検査会社により証明され、証明書が添付されている場合をいいます。

2 なお、証明書を発行する機関としては次のような機関があります。

①アメリカ

産地証明書（O R I G I N）は連邦穀物検査局（F G I S）、州政府、州政府指定機関、地方公共団体又は商工会議所が発行し、品種証明書（V A R I E T Y）及び産年証明書（C R O P Y E A R）は海外貨物検査株式会社（O M I C）が発行しています。

②オーストラリア

産地証明書はオーストラリア商工会議所が発行し、品種証明書は州政府認可団体であるR I C E M A R K E T I N G B O A R Dが発行し、産年証明書はR I C E M A R K E T I N G B O A R D又は海外貨物検査株式会社が発行しています。

③タイ

産地証明書はタイ商工会議所が発行し、産年証明書はタイ国貿易取引委員会が発行していますが、品種証明書は発行されていません。

④中国

産地証明書は政府機関の中国国際貿易促進委員会が発行し、産年証明書は中国出入境検疫局（C I Q）が発行していますが、品種証明書は発行されていません。

3 国際検査機関連盟に加盟している日本の企業は、海外貨物検査株式会社があります。

(玄米精米-33) 産地について「一般に知られている地名」とは具体的にどのようなものですか。

(答)

- 1 国産品にあつては、「一般に知られている地名」とは、具体的には
 - ① 郡名 (例：秩父郡)
 - ② 島名 (例：屋久島)
 - ③ その他一般に知られている地名 (例：会津、信州、魚沼)等が考えられます。

- 2 輸入品にあつては、「一般に知られている地名」とは、国名を含む地名となります。(例：アメリカ・カリフォルニア)

- 3 産地欄に一般に知られている地名を表示する場合は、消費者への適切な情報提供の観点から、その地名の区域がある程度特定できることが必要であり、特定できない地名を一般に知られている地名として表示することは不適切であると考えます。

(玄米精米-34) 輸入品の場合、例えば「カリフォルニア産」等と国名を省略した形で表示することはできるのですか。

(答)

- 1 輸入した単一原料米にあつてはその産地を、
 - ① 原産国名 (例：アメリカ)
 - ② 一般に知られている地名 (例：アメリカ・カリフォルニア)のいずれかにより表示することとなっていますので、単に「カリフォルニア産」等と国名を省略した形で表示することはできません。

- 2 しかしながら、複数原料米について、原産国ごとに「〇〇産〇〇割」と表示し、併せて括弧を付して、産地、品種又は産年とその使用割合を表示する場合には、括弧外に原産国名と重複するので、「カリフォルニア産」等と国名を省略しても差し支えありません。

(玄米精米－35) 精米時期又は輸入時期が異なるものを混合した場合、精米時期又は輸入時期をどのように表示すればいいのですか。

(答)

- 1 精米時期又は輸入時期が異なる2種類以上の原料玄米を混合した精米については、精米時期又は輸入時期のうち、最も古い精米時期又は輸入時期を表示することとなります。
- 2 最も古いものが輸入時期である場合は、一括表示の様式中、精米時期を輸入時期とすることとなります。

(玄米精米－36) 一括表示欄以外の箇所に産地、品種又は産年を表示したい場合、どのように表示すればいいのですか。

(答)

- 1 単一原料米の場合、例えば「〇〇県産□□ヒカリ」と表示をすることができます。

1の例

〇〇県産
□□ヒカリ

- 2 また、複数の原料米を使用した場合

- ① 原料の使用割合が50%以上の場合は、「ブレンド」等の文字を産地、品種又は産年の文字のうち、最も大きな文字と同等程度以上の大ききさで表示することにより、例えば「〇〇県産□□ヒカリブレンド」と表示することができます。
- ② 原料の使用割合が50%未満の場合は、その使用割合を産地の文字のうち、最も大きな文字と同等程度以上の大ききさで表示することにより、例えば「〇〇県産□□ヒカリ30%使用」又は、「××県産△△ニシキ3割使用」等と表示することができます。

2①の例

〇〇県産
□□ヒカリブレンド

2②の例

〇〇県産
□□ヒカリ30%使用

(玄米精米-37) 一括表示欄以外の箇所に一括表示欄で表示されていない産地、品種又は産年を表示してはいけないのですか。

(答)

1 一括表示欄で表示されていない産地、品種又は産年について、事実に基づき一括表示欄以外の箇所に表示することは可能です。

しかしながら、消費者に適切な情報を提供する観点から、一括表示欄以外の箇所に表示する産地、品種又は産年は、一括表示欄内にも表示することが望ましいです。

2 また、一括表示欄以外の箇所に産地、品種及び産年の全部又は一部を表示する場合であっても、当該表示の真正性の説明は表示内容に責任を有する者が行う必要があるため、その根拠となる資料を保管することが望ましいです。

(玄米精米-38) 二期作の場合でも12月31日までに袋詰めしたものには、「新米」と表示していいのですか。

(答)

1 「新米」の用語は、食品表示基準第23条第2項第1号の規定により、表示禁止事項に該当し原則として表示できません。

2 しかし、例外として、

① 原料玄米が生産された当該年の12月31日までに容器包装に入れられた玄米

② 原料玄米が生産された当該年の12月31日までに精白され、容器包装に入れられた精米

であれば「新米」と表示できます。

3 したがって、二期作の場合でも12月31日までに袋詰めしたものは「新米」と表示できます。

(玄米精米-39) 米トレーサビリティ法と食品表示基準との関係はどのようになっていますか。

(答)

米トレーサビリティ法により、米穀事業者は指定米穀等の米穀又は米加工品の原料米穀の産地を一般消費者に伝達する必要があります。

ただし、食品表示基準に従って産地を表示しなければならない場合（食品表示基準別表第24の「玄米及び精米」及び別表15の1の「(6) もち」）は、米トレーサビリティ法第8条の規定に基づく産地情報伝達義務の対象外とされているので、食品表示基準に基づく表示を行う必要があります。

(玄米精米－40) 食品表示基準の一部改正により、令和2年3月27日から、精米年月日表示から精米時期表示になりましたが、改正前の「精米年月日」と表示した食品表示基準別記様式4を使用した米袋はいつまで使うことができますか。

(答)

経過措置期間が令和4年3月31日まで設けられており、それまでの間は、玄米にあっては調製したもの、精米にあっては精米したもの、輸入品にあっては輸入したものについては、それぞれ「調製年月日」、「精米年月日」又は「輸入年月日」と表示された食品表示基準別記様式4を使用することができます。なお、経過措置期間は設けられていますが、既に精米年月旬表示を可能とする食品表示基準の改正は施行されていますので、速やかに様式を切り替えることが望ましいです。

(玄米精米－41) 「精米年月日」と表示した様式であっても、精米年月旬表示を行うことはできますか。

(答)

(玄米精米－40) に示すとおり、令和4年3月31日までは「精米年月日」と表示された食品表示基準別記様式4の米袋を使用することができます。経過措置期間においては、あくまで改正前の当該様式の使用を認めているだけであり、既に精米年月旬表示を可能とする食品表示基準の改正は施行されていますので、改正前の「精米年月日」と表示した食品表示基準別記様式4の米袋を使用して、精米年月旬表示を行うことは差し支えありません。また、様式の新旧に関わらず一括表示欄の該当する欄に記載箇所を表示し、精米時期を一括表示欄の外に表示する場合についても、一括表示欄の外に「精米年月日」と表示し、精米年月旬表示を行うことは差し支えありません。

(玄米精米-42) 食品表示基準の一部改正により、令和3年7月1日から、一括表示欄に「消費者の選択に資する適切な表示事項」の表示が可能となりましたが、「消費者の選択に資する適切な表示事項」とは具体的にどのようなものですか。

(答)

- 1 令和3年3月の改正で、消費者の選択に資する情報であれば、生産者や販売者が創意工夫し、付加価値として消費者に訴求したい情報を一括表示欄に記載できるようになりました。
- 2 具体的には、生産者名、保存方法、分つき米である旨、食味を表す分析データ、品評会等での受賞歴など、消費者が商品を選択する上で参考になる情報が考えられます。
- 3 これらの記載に当たっては、義務表示事項と紛らわしい表示とならないようにするとともに、消費者に誤認を与えない表現で表示する必要があります。例えば、食味を表す分析データであれば、食味分析を行った機器、メーカーを明示する、品評会での受賞歴であれば、当該商品そのものの評価ではない旨を明示するなどの対応を行うことが望ましいです。

なお、原料玄米のたんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウムの量等の食品表示基準別表第9に掲げられている栄養成分及び熱量を表示する場合は、食品表示基準第21条で定める表示の方法に従い表示する必要があります。

(玄米精米-43) 産地、品種又は産年の根拠を示す資料を保管していないにもかかわらず、産地、品種又は産年を表示した場合、どのような措置がとられるのですか。

(答)

産地、品種又は産年の根拠を示す資料を保管せず、産地、品種又は産年を表示した事業者は、食品表示基準に違反することとなり、食品表示法の規定に基づき、

- ① 表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示・公表
 - ② その指示に従わない場合は、指示に係る措置をとるべきことの命令・公表
 - ③ その命令に違反した者は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に、法人にあっては違反者の懲役又は罰金に加え、1億円以下の罰金
- に処せられることとなります。